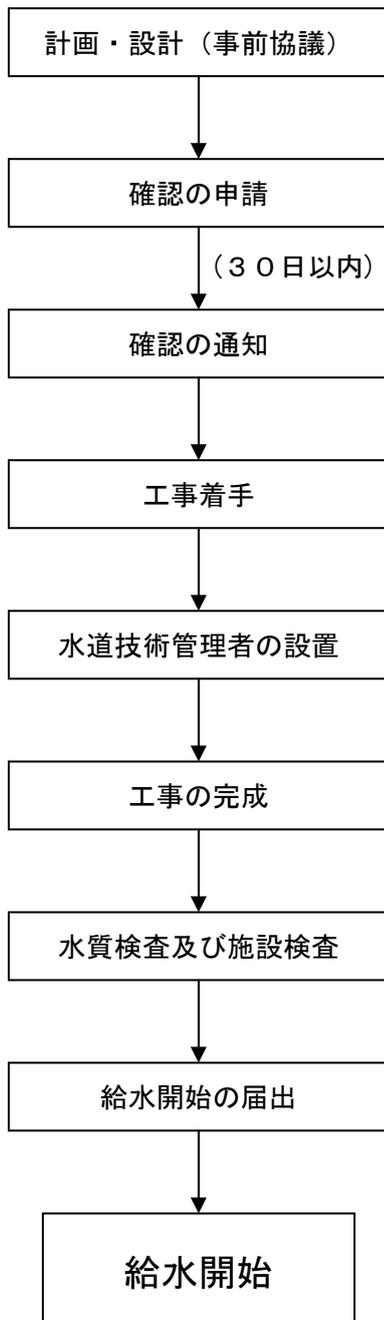


設置の手続きの流れ

専用水道の布設工事を行おうとするときは、その工事に着手する30日前までに申請し、市の確認を受けなければなりません。また、水道技術管理者1人を選任し、工事が完成したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に市へ届出を行わなければなりません。

専用水道の設置の手続きは概ね以下のとおりです。



専用水道施設は、水道法第5条（施設基準）に適合する必要があります。原水の性状把握のため、原則として、過去一年間について四半期ごとに計4回以上実施するようお願いしています。計画・設計の段階で、市にご相談ください。

市では、確認申請を受理した後、当該工事設計の確認を行います。市より申請者へ、確認申請について、適合、不適合、確認不能の通知を行います。適合の通知を受けてから工事に着手してください。

水道技術管理者を設置し、市へ届出をしてください。

給水を開始する前に水質検査及び施設検査を行い、市に給水開始届を提出してください。給水開始届には、水質検査、施設検査の結果書を添付してください。

なお、給水を開始する前に市による現地確認を行います。